

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目2番3号  
**株式会社ダブルスタンダード**  
代表取締役社長 清水 康裕

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない中、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、当日は株主総会へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき**2022年6月28日（火曜日）午後6時**までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時                | 2022年6月29日（水曜日） 午後1時  |
| 2. 場 所                | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号<br>明治記念館 2階「孔雀の間」<br>(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください)                                     |
| 3. 会議の目的事項<br>報 告 事 項 | 1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項               |   |
| 第1号議案                 | 剰余金の配当の件  |
| 第2号議案                 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案                 | 監査等委員でない取締役5名選任の件   |

以 上

---

## ■株主総会に関する注意事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://double-std.com/ir\\_news/](https://double-std.com/ir_news/)) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### <新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について>

- ◎株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
- ◎受付には、非接触式検温器・自動手指消毒器を設置しております。
- ◎株主総会のご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ◎ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ◎ご出席くださる株主様及び運営スタッフの健康・安全のため、株主総会の会場ではマスクの着用や受付での検温・消毒を義務付けさせていただきます。
- ◎当日、検温時に発熱があると認められる場合、入場をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。
- ◎今後の状況変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合がございますので、適宜当社ウェブサイトをご確認ください。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、事態収束の見通しは立っていないものの、国内では様々な感染拡大の防止策が講じられ、社会経済活動の正常化に向けた動きが期待されております。

一方で、地政学リスクを起因とする燃料油価格激変や金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視する必要があります。

当社グループの事業領域である情報サービス業界におきましては、ビッグデータの活用や情報セキュリティ強化、ITインフラ整備といった、ビジネスを「成長」「変革」させるための戦略的な投資や、自動化・省力化による業務効率改善・生産性の向上を目的としたDX投資が堅調に持続しました。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、安定収益基盤となるストック報酬型のビッグデータ関連事業が堅調に推移していること、新規サービスを軸としたサービス企画開発事業における順調な受注増加、並びに当社主力サービスではない一時的な案件の受託により売上高は増収となりました。

利益面につきましては、前年度から実施している社内リソースを有効活用するための外部パートナーとの連携強化や既存サービスにおけるシステム改修等による効率化により増益となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響につきましては、当連結会計年度における業績への影響は軽微であります。

この結果、業績につきましては、売上高7,077百万円（前年同期比60.4%増）、営業利益1,757百万円（同58.5%増）、経常利益1,751百万円（同57.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,082百万円（同44.9%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループはビッグデータを活用した顧客企業の事業及び業務改善支援並びにビッグデータ処理で培った「技術・知見」と企画アイデアとを融合させた新事業企画立案サービスの提供事業を展開しております。

以下の点を対処すべき重要な課題と認識し、競争力と収益力の向上に取り組み、長期にわたる持続的発展を目指します。

### ①人材の確保と育成及び組織体制の強化

技術革新が続くインターネット業界において、先端領域で活躍できる人材を当社グループ内で継続的に確保していくことは、当社グループの事業成長における重要課題であります。

また、事業の多角化や拡大に伴い、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得が必要であるとともに、中期的には、新卒採用を含む当社グループ内における教育研修の一層の充実を図り、安定的かつ優秀な人材確保に努めていく方針であります。

### ②顧客満足度の向上

当社グループの事業領域においては、参入障壁の低さゆえ、さまざまな事業者が参入してくることが想定されます。当社グループは、業界においてこれら競合に巻き込まれにくいポジションを確立するため、顧客企業等から信頼性向上及び業界内におけるプレゼンス強化を図っていくことが重要であるものと考えております。

このため、顧客企業等に対する最適な提案及び受注プロジェクトの着実な遂行等を行い、また、顧客に対する継続的な情報提供や主要プロジェクトにおける経営陣によるフォローアップの実施等をしていくことにより、顧客満足度の向上を図っていく方針であります。

### ③事業領域の拡大

インターネット関連市場の拡大に伴い、顧客が求めるサービスのニーズは多様化しております。当社グループはこれら顧客に対応したサービス拡充を行っていくことが、当社グループの事業展開における一層の付加価値向上につながるものと考えており、当社の既存事業と事業シナジーを有する周辺業務については積極的に事業領域の拡大を検討していく方針であります。

当該事業領域の拡大については、自社においてスキルを有する人材の採用又は他の専門性を有する事業者との提携により行っていくことを基本としておりますが、必要に応じて企業の買収等も検討していく方針であります。

#### ④システムの強化について

当社グループの事業において、サービスの提供にかかるシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。業務の特性上、膨大なトラフィック処理をするため、継続したサーバー機器の増設及びその負担分散等にかかる投資が必要となります。当社は、今後においてもシステム強化を継続していく方針であります。

#### ⑤内部管理体制の強化

当社グループが企業価値を向上させ、社会的信頼を持続させていくためには、内部管理体制の充実が不可欠であると考えております。そのため、財務報告にかかる内部統制システムの整備をはじめとして、必要な組織体制や仕組みを構築し、経営の公正性、透明性を確保するための体制強化に取り組んでまいります。

#### ⑥営業力の強化

当社グループでは、既存の取引先とビジネスパートナーとしての信頼関係を保ちつつ新サービスの開発・投入を積極的に行い、市場シェアを拡大する必要があると考えます。そのため、新規取引先の開拓に当たっては、これまで蓄積してきたノウハウを効果的に生かし、顧客のニーズに対する提案営業を強化しております。このような営業スタイルを徹底することで、顧客への提案力強化（顧客ニーズへの対応力、課題解決力の強化）、受注獲得率の向上を目指してまいります。

#### ⑦CSRの推進

当社グループでは、当社グループが社会の一員として存続していくためには、様々なステークホルダーに対して社会的な責任を果たしていくことが必要だと考えております。社会や地域とのつながりを重視し、社会環境の整備に資する活動に取り組む等、企業価値の向上につなげる活動を積極的に推進してまいります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

区分	第7期	第8期	第9期	第10期
	自 2018年4月 至 2019年3月	自 2019年4月 至 2020年3月	自 2020年4月 至 2021年3月	自 2021年4月 至 2022年3月
売上高 (千円)	2,812,981	3,667,107	4,411,540	7,077,843
経常利益 (千円)	876,333	1,105,758	1,113,238	1,751,174
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	585,357	745,673	747,205	1,082,821
1株当たり 当期純利益 (円)	43.54	55.38	55.03	79.74
総資産 (千円)	2,171,218	2,920,286	3,465,647	4,455,921
純資産 (千円)	1,722,424	2,303,848	2,779,737	3,533,398
1株当たり 純資産額 (円)	127.97	169.66	204.70	260.21

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第7期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社LITTLE DISCOVERY	5百万円	100%	WEBマーケティング事業

#### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

WEBマーケティング事業

顧客企業のWEB戦略を支援・強化するソフトウェア開発及び業務効率化を実現させるサービスの提供であり、これに係るコンサルティング業務等も含んでおります。

### (6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社 東京都港区南青山二丁目2番3号

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	5名増	35.6歳	3.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は108,548千円であり、その主なものは、事務所移転に伴う建物の取得59,648千円、自社システムの改修等によるソフトウェアの取得29,345千円によるものであります。

(9) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,579,084株（自己株式916株を除く）
- (3) 株主数 5,687名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
中島 正三	4,007,000	29.50
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	2,038,300	15.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	698,100	5.14
野村証券株式会社自己振替口	600,000	4.41
清水 康裕	500,000	3.68
本田 浩之	460,000	3.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	289,000	2.12
赤浦 徹	240,000	1.76
上田八木短資株式会社	219,700	1.61
日本証券金融株式会社	198,800	1.46

(注) 持株比率は、自己株式（916株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度末日における当社役員の保有状況  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役	清水 康裕	株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役 株式会社アスタース 取締役
取締役	中島 正三	株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役
取締役	飯島 学	
取締役	徳永 博久	エブレン株式会社 監査役
取締役	赤浦 徹	株式会社エスプール 社外取締役 ホワイトエッセンス株式会社 社外取締役 株式会社jig.jp 社外取締役 Sansan株式会社 社外取締役 株式会社ワークハピネス 社外取締役 株式会社スピカ 社外取締役 株式会社retro 社外取締役 ClipLine株式会社 社外取締役 Crevo株式会社 社外取締役 株式会社ゆめみ 社外取締役 株式会社ispace 社外取締役 ベルフェイス株式会社 社外取締役 株式会社Hosty 監査役 株式会社岩谷技研 社外取締役 Space BD株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	大島 康則	
取締役 (監査等委員)	松井 敬一	K&HIRO株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	塚田 和哉	株式会社LITTLE DISCOVERY 監査役

- (注) 1. 徳永博久氏、赤浦徹氏、大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の徳永博久氏、赤浦徹氏、大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏を株式会社東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役の徳永博久氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な専門知識・経験を有し、当社意思決定の健全性と透明性に寄与していただいております。
4. 取締役(監査等委員)の塚田和哉氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、大島康則氏を常勤の監査等委員として選任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

###### (1) 報酬の決定に関する方針

当社の取締役の報酬については、基本報酬のみの月例の固定報酬（金銭報酬）で構成し、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額150,000千円以内（うち社外取締役20,000千円、ただし、使用人部分は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額50,000千円以内であります。

なお、各監査等委員の報酬等は監査等委員会の協議により決定いたします。

各報酬の決定に関しては、以下に記載の参考値を参考に上記の報酬限度額の範囲内で取締役会において決定することとしております。

報酬内容	参考値
基本報酬	当社業績、経営内容、社会情勢、各々の役割に応じた貢献度合い、在任年数、他社水準等

###### (2) 報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記記載の方針をもとに取締役会で決定しているため、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

###### (3) 役員報酬にかかる株主総会の決議年月日

金銭報酬については、2021年6月29日開催の第9回定時株主総会において決議をいただいております。なお、取締役の報酬等は、株主総会の決議による旨を定款に定めております。

##### ②報酬等の総額

(1) 監査等委員会設置会社移行前（2021年4月1日から第9回定時株主総会（2021年6月29日）終結の時まで）

役員区分	対象員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	20,400千円 (750千円)	20,400千円 (750千円)	— (—)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	2,700千円 (2,700千円)	2,700千円 (2,700千円)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	23,100千円 (3,450千円)	23,100千円 (3,450千円)	— (—)	— (—)

(2) 監査等委員会設置会社移行後（第9回定時株主総会〈2021年6月29日〉終結の時から2022年3月31日まで）

役員区分	対象員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	5名 （2名）	62,100千円 （3,150千円）	62,100千円 （3,150千円）	— （—）	— （—）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	7,200千円 （7,200千円）	7,200千円 （7,200千円）	— （—）	— （—）
合計 （うち社外役員）	8名 （5名）	69,300千円 （10,350千円）	69,300千円 （10,350千円）	— （—）	— （—）

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員でない取締役5名（うち社外取締役2名）に対し年額150,000千円以内（うち社外取締役20,000千円、ただし、使用人部分は含まない。）と決議をいただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第9回定時株主総会において、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）に対し年額50,000千円以内と決議をいただいております。

### ③当事業年度における事業期間中の報酬決定プロセス

(1) 「報酬の決定に関する方針」の決定権限を有する者、権限の内容・裁量範囲、権限を委任した理由

決定権限を有する者	代表取締役 清水 康裕
権限の内容・裁量範囲	取締役会に一任された内容及び裁量範囲内
権限を委任した理由	適正かつ効率的に決定を行うため

(2) 任意の報酬委員会等

該当する委員会はありません。

(3) 報酬額の決定過程における取締役会の活動

第9回定時株主総会後開催の取締役会にて、第10期事業年度における報酬額を決定しております。

(4) 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置

一任された代表取締役については、他の取締役との協議等を重ね決定しており、また常勤監査等委員によるチェックを受けております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係  
社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
徳永 博久	弁護士としての専門的見地から、特にリスク管理・企業法務の観点で質問や意見等の発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
赤浦 徹	経営者としての専門的な見地から、特にIT事業・投資事業を通じた投資者観点で質問、意見等の発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には3回中3回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
大島 康則	出身分野である金融業界での業務を通じて培った見地から、特に内部統制の観点で、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には3回中3回、監査等委員会には10回中10回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
松井 敬一	会社経営者として培った豊富な経験と幅広い見識から、特に経営資源配分・資本効率向上の観点で、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には3回中3回、監査等委員会には10回中10回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
塚田 和哉	公認会計士としての専門的な見地から、特に財務・会計の観点で、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には3回中3回、監査等委員会には10回中10回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会がUHY東京監査法人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を以下のとおり定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及びその他の社内規程を遵守するための「行動規範」を策定し、適正かつ健全な企業活動を行います。
  - (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
  - (3) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス体制の構築・維持に努めます。
  - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
  - (2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役会は、経営上の重大なリスク、その他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等を整備し、適切に管理体制を構築します。
  - (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えます。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催します。
  - (2) 監査等委員は、取締役の職務執行の妥当性・効率性を監督します。
  - (3) 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘します。

⑤当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行います。
- (2) 当社は、当社及び子会社等における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社等と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員は、管理部等の使用人に監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。
- (2) 補助を行う使用人は、その補助に関して取締役の指揮等を受けないものとします。

⑦取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書等を閲覧し、取締役及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実のほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、速やかに監査等委員に報告するものとします。

⑧その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、内部監査部門と定期的に随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図り、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとします。
- (2) 監査等委員は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、定期的及び随時に情報交換及び協議を行い相互の連携を図るものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「行動規範」等において、反社会的勢力とは一切の関係をもたないこと、不当な要求には断固として拒絶することを明言し、対応方法等を整備し周知を図っています。



(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、当社各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,951,707	流動負債	922,522
現金及び預金	3,136,796	買掛金	357,946
売掛金	599,154	未払金	77,129
仕掛品	155,673	未払費用	6,779
前払費用	8,410	未払法人税等	389,229
その他	51,671	未払消費税等	83,984
固定資産	504,214	前受金	2,376
有形固定資産	83,687	その他	5,078
建物	59,309	負債合計	922,522
工具、器具及び備品	24,378	純資産の部	
無形固定資産	47,544	株主資本	3,489,566
ソフトウェア	47,333	資本金	263,778
商標権	210	資本剰余金	253,298
投資その他の資産	372,982	利益剰余金	2,974,487
投資有価証券	249,593	自己株式	△1,997
繰延税金資産	28,719	その他の包括利益累計額	43,832
敷金及び保証金	94,669	その他有価証券評価差額金	43,832
資産合計	4,455,921	純資産合計	3,533,398
		負債純資産合計	4,455,921

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,077,843
売上原価		4,528,808
売上総利益		2,549,034
販売費及び一般管理費		791,140
営業利益		1,757,894
営業外収益		
持分法による投資利益	5,806	
その他	554	6,360
営業外費用		
寄付金	13,080	13,080
経常利益		1,751,174
特別損失		
投資有価証券評価損	112,827	
事務所移転費用	30,350	
固定資産除却損	25,005	
その他	722	168,906
税金等調整前当期純利益		1,582,268
法人税、住民税及び事業税	536,595	
法人税等調整額	△37,148	499,446
当期純利益		1,082,821
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,082,821

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	263,778	253,298	2,265,100	△920	2,781,255
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△373,434	—	△373,434
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,082,821	—	1,082,821
自己株式の取得	—	—	—	△1,076	△1,076
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	709,386	△1,076	708,310
当 期 末 残 高	263,778	253,298	2,974,487	△1,997	3,489,566

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△1,518	△1,518	2,779,737
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△373,434
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,082,821
自己株式の取得	—	—	△1,076
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	45,350	45,350	45,350
当 期 変 動 額 合 計	45,350	45,350	753,661
当 期 末 残 高	43,832	43,832	3,533,398

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1 社
- ② 連結子会社の名称 株式会社LITTLE DISCOVERY

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称  
持分法を適用した非連結子会社の数 なし  
持分法適用関連会社の数 1 社  
株式会社アスターズ
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称  
持分法を適用していない非連結子会社の数 なし  
持分法を適用していない関連会社の数 なし

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法により評価しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…移動平均法による原価法により評価しております。

#### ③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ④収益及び費用の計上基準

当社グループでは、顧客へデータ提供及びサービス（役務）提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

54,649千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 13,580,000株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月29日 定時株主 総会	普通株式	373,434千円	55円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月29日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	543,163千円	40円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(3)当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。また、資金調達については自己資本による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクに対しては、取引先の信用状態を調査し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

### (2)金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金及び売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	138,160	138,160	—
敷金及び保証金	94,669	90,911	△3,758

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算出した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券	138,160	—	—	138,160

#### ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷金及び保証金	—	90,911	—	90,911

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	111,433

非上場株式については、「投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 収益認識に関する注記

当社グループでは、顧客へデータ提供及びサービス（役務）提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

### (1) データ提供に係る売上

顧客へデータ提供するため、当社技術基盤を活用して当該顧客向けにカスタマイズを行い、その後継続的にデータ提供を実施しております。カスタマイズが完了した時点でサービス開始となるため、初期売上ににかかる収益をカスタマイズの完了時点で認識し、その後の継続的売上ににかかる収益を契約に従い認識しております。

### (2) サービス（役務）提供に係る売上

顧客へサービス（役務）提供するため、当社技術基盤を活用して当該顧客向けにカスタマイズを行い、その後継続的にサービス（役務）提供を実施しております。カスタマイズが完了した時点でサービス開始となるため、初期売上ににかかる収益をカスタマイズの完了時点で認識し、その後の継続的売上ににかかる収益を契約に従い認識しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

260円21銭

### (2) 1株当たり当期純利益

79円74銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>2,749,164</b>	<b>流動負債</b>	<b>822,463</b>
現金及び預金	1,980,111	買掛金	333,544
売掛金	543,073	未払金	75,497
仕掛品	155,673	未払費用	6,779
前払費用	8,233	未払法人税等	326,663
未収入金	62,072	未払消費税等	72,565
<b>固定資産</b>	<b>447,839</b>	前受金	2,376
<b>有形固定資産</b>	<b>83,687</b>	その他	5,036
建物	59,309	<b>負債合計</b>	<b>822,463</b>
工具、器具及び備品	24,378	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>47,544</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,330,708</b>
ソフトウェア	47,333	資本金	263,778
商標権	210	資本剰余金	253,298
<b>投資その他の資産</b>	<b>316,607</b>	資本準備金	250,298
投資有価証券	138,160	その他資本剰余金	3,000
関係会社株式	60,780	<b>利益剰余金</b>	<b>1,815,629</b>
繰延税金資産	22,998	その他利益剰余金	1,815,629
敷金及び保証金	94,669	繰越利益剰余金	1,815,629
		<b>自己株式</b>	<b>△1,997</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>43,832</b>
		その他有価証券評価差額金	43,832
		<b>純資産合計</b>	<b>2,374,540</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,197,003</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,197,003</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,568,245
売上原価		4,320,577
売上総利益		2,247,668
販売費及び一般管理費		692,796
営業利益		1,554,871
営業外収益		
その他	249	249
営業外費用		
寄付金	13,080	13,080
経常利益		1,542,040
特別損失		
投資有価証券評価損	112,827	
事務所移転費用	30,350	
固定資産除却損	25,005	168,183
税引前当期純利益		1,373,857
法人税、住民税及び事業税	458,022	
法人税等調整額	△27,742	430,279
当期純利益		943,577

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	263,778	250,298	3,000	253,298	1,245,486	1,245,486
当事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	943,577	943,577
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△373,434	△373,434
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	570,142	570,142
当 期 末 残 高	263,778	250,298	3,000	253,298	1,815,629	1,815,629

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△920	1,761,642	△1,518	△1,518	1,760,123
当事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	—	943,577	—	—	943,577
剰 余 金 の 配 当	—	△373,434	—	—	△373,434
自 己 株 式 の 取 得	△1,076	△1,076	—	—	△1,076
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	45,350	45,350	45,350
事業年度中の変動額合計	△1,076	569,066	45,350	45,350	614,416
当 期 末 残 高	△1,997	2,330,708	43,832	43,832	2,374,540

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

#### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法により評価しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13～15年

工具、器具及び備品 4～10年

#### ②無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 収益及び費用の計上基準

当社では、顧客ヘデータ提供及びサービス（役務）提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

52,968千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 21,817千円

短期金銭債務 78,075千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 588,450千円

営業取引以外の取引 —

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	275株	641株	—	916株

(注) 1. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の自己株式の増加641株は、単元未満株式の買取りによる増加366株と株式分割による増加275株によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	16,278千円
その他	<u>26,064千円</u>
繰延税金資産合計	42,342千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	<u>19,344千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>22,998千円</u>

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	㈱LITTLE DISCOVERY	所有 直接 100.0	業務受託 業務委託 役員の兼任	役務提供 経費の立替	115,832 95,857	売掛金 未収入金	11,417 10,400
関連 会社	㈱アスターズ	所有 直接 35.9	業務委託 開発委託 役員の兼任	業務委託 通信関係費	283,099 189,518	買掛金	78,075

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、事業内容を勘案して両者協議のうえ決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 収益認識に関する注記

「連結注記表6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産

174円87銭

(2) 1株当たり当期純利益

69円49銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ダブルスタンダード  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鹿 目 達 也
------------------------	-------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	片 岡 嘉 徳
------------------------	-------	---------

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルスタンダード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ダブルスタンダード  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 鹿 目 達 也
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 片 岡 嘉 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社ダブルスタンダード 監査等委員会

常勤監査等委員 大島 康 則 ㊞

監査等委員 松 井 敬 一 ㊞

監査等委員 塚 田 和 哉 ㊞

- (注) 1. 監査等委員大島康則、松井敬一及び塚田和哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2021年6月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。配当につきましては、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、連結業績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を行っていく方針であります。

2022年3月期の期末配当につきましては、1株当たり5円の記念配当を実施し、1株当たり35円の期末普通配当と合わせて、1株当たり計40円の期末配当を実施したいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき40円 総額543,163,360円
- (3) 剰余金の配当がその効力を生じる日  
2022年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 変更の理由  
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p data-bbox="277 148 376 172">現行定款</p> <p data-bbox="228 190 423 214">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="106 220 545 272">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="106 273 547 474"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="277 501 372 526">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="277 780 372 804">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="751 148 827 172">変更案</p> <p data-bbox="691 190 885 214">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="742 220 837 244">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="583 498 772 523">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="568 524 1012 624"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="568 625 1012 752"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="583 780 652 804">(附則)</p> <p data-bbox="568 805 1012 852"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="568 854 1012 1003"><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="568 1005 1012 1132"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="568 1134 1012 1233"><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



### 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役全員（5名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	しみず やすひろ 清水 康裕 (1975年9月24日)	1999年4月 積水ハウス株式会社 入社 2001年8月 アートコーポレーション株式会社 入社 2005年9月 有限会社アックス 入社 2010年9月 パワーテクノロジー株式会社 (現：株式会社システムソフト) 入社 2014年1月 当社 代表取締役 (現任) 2014年1月 株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役 (現任) 2014年5月 株式会社アスタース 取締役 (現任)	500,000株
2	なか じま しゅうぞう 中島 正三 (1970年1月24日)	1994年4月 ソニー生命保険株式会社 入社 2000年9月 アクサ生命保険株式会社 入社 2001年11月 東京海上あんしん生命保険株式会社 (現：東京海上日動あんしん生命保険株式会社) 入社 2003年4月 パワーテクノロジー株式会社 代表取締役 2004年6月 株式会社プレステージ・インターナショナル 取締役 2013年1月 株式会社システムソフト 取締役 2013年4月 当社 取締役 (現任) 2013年4月 株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役 (現任)	4,007,000株
3	いらい じま まなぶ 飯島 学 (1973年1月23日)	1995年4月 株式会社アドビネスコンサルタント 入社 2002年5月 アクシスソフト株式会社 入社 2008年4月 株式会社CSKシステムズ 入社 2009年9月 株式会社アークテック 入社 2013年5月 株式会社システムソフト 入社 2018年1月 当社 入社 2020年6月 当社 取締役 (現任)	—
4	とく なが ひろ ひさ 徳 永 博 久 (1972年7月24日) <b>社外取締役候補者</b>	1996年4月 商工組合中央金庫 入庫 2003年11月 旧司法試験合格 (第58期修習) 2005年10月 東京地方検察庁 検察官検事 2006年4月 さいたま地方検察庁 検察官検事 2007年4月 小林総合法律事務所 弁護士 2009年2月 小笠原六川国際総合法律事務所 (現：内幸町国際総合法律事務所) 弁護士 2011年1月 同事務所 パートナー弁護士 (現任) 2012年9月 公益財団法人日本防犯安全振興財団 理事 2013年6月 同法人 監事 (現任) 2017年6月 当社 取締役 (現任) 2018年11月 エブレン株式会社 監査役 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	あかうら とおる 赤浦 徹 (1968年8月7日) 社外取締役候補者	1991年4月 日本合同ファイナンス株式会社 (現:株式会社ジャフコ) 入社 1999年10月 独立開業 2000年3月 株式会社エスプール 取締役(現任) 2003年10月 ホワイトエッセンス株式会社 取締役(現任) 2005年6月 株式会社jig.jp 取締役(現任) 2007年8月 Sansan株式会社 取締役(現任) 2008年7月 インキュベイトキャピタル株式会社 代表取締役 2010年2月 株式会社ワークハビネス 取締役(現任) 2014年4月 株式会社スピカ 取締役(現任) 2014年5月 インキュベイトトラスト株式会社 取締役 2014年10月 当社 監査役 2015年3月 株式会社retro 取締役(現任) 2015年3月 ClipLine 株式会社 取締役(現任) 2015年4月 Crevo株式会社 取締役(現任) 2016年6月 株式会社ゆめみ 取締役(現任) 2017年12月 株式会社ispace 取締役(現任) 2018年8月 ベルフェイス株式会社 取締役(現任) 2019年1月 株式会社Hosty 監査役(現任) 2019年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長(現任) 2020年11月 株式会社岩谷技研 取締役(現任) 2021年6月 Space BD株式会社(現任) 2021年6月 当社 取締役(現任)	240,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
なお、赤浦徹氏は当社株主であるインキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、当社普通株式141,900株を所有しておりますが、同氏と当社との間には、その他に人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。
2. 徳永博久氏及び赤浦徹氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。  
①徳永博久氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じ、豊富な識見や高い見識・専門性を有しております。同氏の知見を当社経営に反映いただくとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行っていただけるものと考えております。  
②赤浦徹氏は、IT業界を中心とする豊富な経験に加え、事業法人の経営者として培われた識見を有しております。同氏の大局的かつ専門的な見地を当社経営に反映いただくとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行っていただけるものと考えております。
3. 当社は、徳永博久氏及び赤浦徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。
4. 徳永博久氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年です。赤浦徹氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年です。

5. 当社は、徳永博久氏及び赤浦徹氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 【ご参考】取締役会全体、各取締役における知見と経験（スキル・マトリックス）

取締役会は、その責務を果たすため、適切な知見・経験を有する取締役から構成することが重要と考えております。当社グループにおきましては、変化し続ける環境に対応し、既存事業にとられない新たな価値を提供することにより、豊かな技術を創造し続けるため、「企業経営」「営業企画」「財務会計」「IT・DX」「人材管理」「法務・危機管理」「国際性」「ESG・CSR」等の知見・経験が重要であると考えております。第3号議案の承認が得られた場合の役員体制は以下のとおりとなります。

候補者		要件	企業経営	営業企画	財務会計	IT DX	人材管理	法務危機管理	国際性	ESG CSR
		清水 康裕	再任	●	●		●	●		
取締役	中島 正三	再任	●	●	●	●			●	●
	飯島 学	再任				●	●		●	
	徳永 博久	再任	独立	社外		●	●	●	●	●
	赤浦 徹	再任	独立	社外	●		●			
氏名		要件	企業経営	営業企画	財務会計	IT DX	人材管理	法務危機管理	国際性	ESG CSR
		大島 康則	独立	社外		●	●	●	●	
取締役 監査等委員	松井 敬一	独立	社外	●	●		●			
	塚田 和哉	独立	社外		●			●	●	

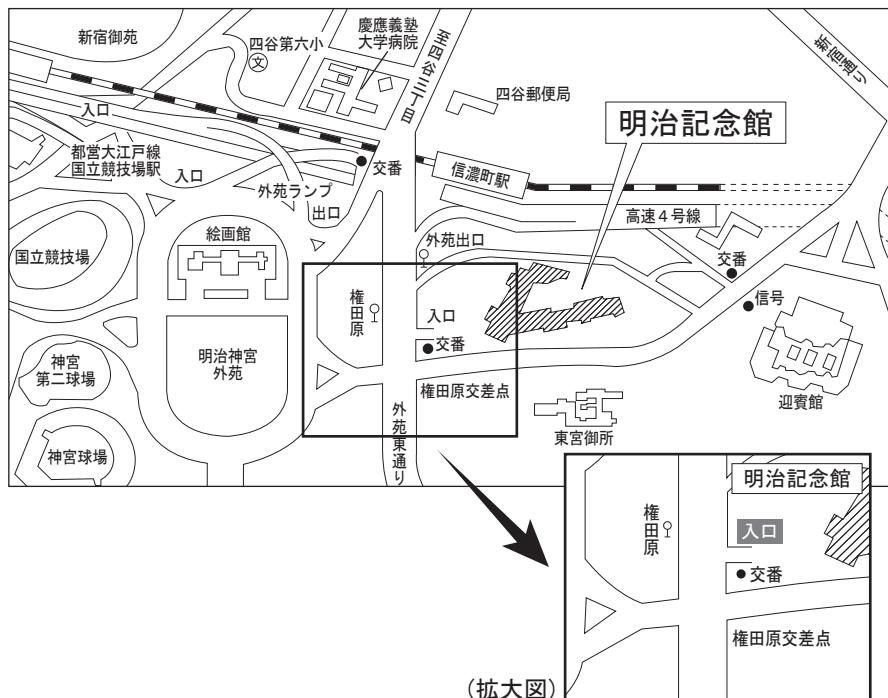
(注) 上記は、各役員の知見や経験などを踏まえ、該当取締役が顕著に取締役会に貢献できる領域を示したものであり、有する全ての知見を表すものではありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 明治記念館 2階 孔雀の間

東京都港区元赤坂二丁目2番23号



## 交通手段

- JR中央・総武線 ..... 信濃町駅改札口より徒歩3分
- 都営バス(品97) ..... 「権田原」停留所より徒歩1分
- 品川駅/品川車庫前-新宿駅西口

株主総会でのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。